

# 大宝三丁目東地区地区計画における建築物等 に関する制限早見表

名 称		大 宝 三 丁 目 東 地 区 地 区 計 画		
面 積		約 1.4ha		
基本となる規制	用途地域	第 一 種 低 層 住 居 専 用 地 域		
	容 積 率 建 ぺ い 率 高 さ 制 限 壁面後退距離	100%以下 50%以下 10m以下 1.0m以上		
	高 度 地 区	—————		
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1. 3戸以上の長屋住宅 2. 共同住宅、寄宿舍又は下宿 3. 学校 4. 公衆浴場	
		建築物の敷地面積の最低限度	1戸建て住宅及び兼用住宅	120㎡
			2戸の長屋住宅	240㎡
		建築物の高さの最高限度	—————	
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の色彩は、良好な住環境に調和するものとし、広告物、看板等についても、周辺の住環境を損なわないものとする。	
		備 考	大宝三丁目東地区地区計画の決定 平成12年11月7日	